

◎新潟県選挙管理委員会告示第6号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第114条及び同法第113条第3項の規定により、新潟県知事選挙並びに新潟県議会議員上越市選挙区及び南魚沼市南魚沼郡選挙区補欠選挙を行うべき事由が生じた。

平成30年4月24日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎